

ふれあい福祉コーナー

障がいのある方に対する経済的支援

市では、障がいのある方を対象に障がい者手帳の等級などにより、各種経済的支援を行っています。なお、支援を受けるためには申請が必要です。

■重度心身障がい者医療費助成

市内に居住する障がい者(児)の方で、次のいずれかに該当する方

▼身体障害者手帳1〜3級および療育手帳A、Bの方▼精神障害者保健福祉手帳1、2級で後期高齢者医療制度の障がい認定を受けた方

医療機関や薬局で支払った医療保険適用内の自己負担分を助成します。

■在宅重度心身障がい者手当

対身体障害者手帳1、2級、療育手帳A、Aおよび精神障害者保健福祉手帳1級の方で、特別障がい者手当

月額2万6080円を支給します。
※所得制限あり
■障がい児福祉手当
対20歳未満で、日常生活で特に制限のある方(療育手帳A、身体障害者手帳1級および2級の一部、常時介護を要する精神障がい者など)
※施設に入所中の方および障がいを支給事由とする年金を受給している方は除きます。
丙年4回(2月、5月、8月、11月)月額1万4180円を支給します。
※所得制限あり
■障がい福祉課 ☎428

丙年2回(9月・3月)月額5000円を支給します。
※障がい者手帳の新規取得または等級変更の年齢が65歳以上の方は、月額2500円を支給します。
■特別障がい者手当
対20歳以上で精神または身体の重度の障がいにより、日常生活で常時特別の介護を要する状態の方
※施設に入所中の方および継続して3カ月を超えて病院などに入院の方は除きます。
丙年4回(2月、5月、8月、11月)

を支払わず、解約もしない場合は、もともと使っていた携帯電話も利用できなくなることもある。
②犯罪に利用されることもあるので、警察にも申し出ておきましょう。
③SNS(ソーシャル・ネットワーク・キング・サービス)利用者から携帯のバイトの誘いがあっても安易に信用することはやめましょう。
④自分名義の携帯電話を他人に渡し、知らぬうちに犯罪行為に加担することもあります。

を支払わず、解約もしない場合は、もともと使っていた携帯電話も利用できなくなることもある。
②犯罪に利用されることもあるので、警察にも申し出ておきましょう。
③SNS(ソーシャル・ネットワーク・キング・サービス)利用者から携帯のバイトの誘いがあっても安易に信用することはやめましょう。
④自分名義の携帯電話を他人に渡し、知らぬうちに犯罪行為に加担することもあります。

を支払わず、解約もしない場合は、もともと使っていた携帯電話も利用できなくなることもある。
②犯罪に利用されることもあるので、警察にも申し出ておきましょう。
③SNS(ソーシャル・ネットワーク・キング・サービス)利用者から携帯のバイトの誘いがあっても安易に信用することはやめましょう。
④自分名義の携帯電話を他人に渡し、知らぬうちに犯罪行為に加担することもあります。

を支払わず、解約もしない場合は、もともと使っていた携帯電話も利用できなくなることもある。
②犯罪に利用されることもあるので、警察にも申し出ておきましょう。
③SNS(ソーシャル・ネットワーク・キング・サービス)利用者から携帯のバイトの誘いがあっても安易に信用することはやめましょう。
④自分名義の携帯電話を他人に渡し、知らぬうちに犯罪行為に加担することもあります。

を支払わず、解約もしない場合は、もともと使っていた携帯電話も利用できなくなることもある。
②犯罪に利用されることもあるので、警察にも申し出ておきましょう。
③SNS(ソーシャル・ネットワーク・キング・サービス)利用者から携帯のバイトの誘いがあっても安易に信用することはやめましょう。
④自分名義の携帯電話を他人に渡し、知らぬうちに犯罪行為に加担することもあります。

携帯電話で融資? アルバイト?

【事例1】インターネット広告で「即日、低金利で融資する」と表示していた業者に借金を申し込んだら、携帯電話を2台契約して、契約書をファクスするよう指示された。さらに、家電製品を購入して送るよう言われたので「話が違う」と言ったら、一部融資金を渡された。借金の返済方法は言われていない。今後どうすればよいか。

携帯電話事業者に無断で、自分名義の携帯電話などを譲渡することは、携帯電話不正利用防止法で禁止されています。事例のように譲渡された携帯電話は、振り込め詐欺、ヤミ金融業者の督促行為や架空請求メールの送信などに悪用される可能性があり、知らないうちに犯罪行為に加担することもあります。

【事例2】友人から「携帯のバイト」に誘われた。利用料金などの負担はないと説明され、携帯電話を契約して、運転免許証のコピーと契約書を渡し、その場でバイト料をもらった。契約書に記入した銀行口座を解約するように指示されたが、自分に請求が来そうである。

自分名義の携帯電話を不正に譲渡した場合は、次のようなトラブルが起ころうとあります。
▼利用料金は名義人である消費者に請求される▼解約するには解約料を支払う必要がある▼携帯電話を分割払いで購入した場合には、残りの代金を支払う義務が生じる▼利用料金を

自分名義の携帯電話を不正に譲渡した場合は、次のようなトラブルが起ころうとあります。
▼利用料金は名義人である消費者に請求される▼解約するには解約料を支払う必要がある▼携帯電話を分割払いで購入した場合には、残りの代金を支払う義務が生じる▼利用料金を

自分名義の携帯電話を不正に譲渡した場合は、次のようなトラブルが起ころうとあります。
▼利用料金は名義人である消費者に請求される▼解約するには解約料を支払う必要がある▼携帯電話を分割払いで購入した場合には、残りの代金を支払う義務が生じる▼利用料金を

自分名義の携帯電話を不正に譲渡した場合は、次のようなトラブルが起ころうとあります。
▼利用料金は名義人である消費者に請求される▼解約するには解約料を支払う必要がある▼携帯電話を分割払いで購入した場合には、残りの代金を支払う義務が生じる▼利用料金を

自分名義の携帯電話を不正に譲渡した場合は、次のようなトラブルが起ころうとあります。
▼利用料金は名義人である消費者に請求される▼解約するには解約料を支払う必要がある▼携帯電話を分割払いで購入した場合には、残りの代金を支払う義務が生じる▼利用料金を

自分名義の携帯電話を不正に譲渡した場合は、次のようなトラブルが起ころうとあります。
▼利用料金は名義人である消費者に請求される▼解約するには解約料を支払う必要がある▼携帯電話を分割払いで購入した場合には、残りの代金を支払う義務が生じる▼利用料金を

自分名義の携帯電話を不正に譲渡した場合は、次のようなトラブルが起ころうとあります。
▼利用料金は名義人である消費者に請求される▼解約するには解約料を支払う必要がある▼携帯電話を分割払いで購入した場合には、残りの代金を支払う義務が生じる▼利用料金を



法律相談

法律上の諸問題についての相談
※2日前の毎週水曜日午前9時から電話予約(弁護士が対応)

日毎週金曜日
午後1時20分~4時
場市民相談室
定8人(事前予約制)

広聴広報課 ☎373

くらしの相談

日常生活の問題や国・県・市の行政サービスについての相談(行政相談委員が対応)

日2月12日(水)
午後1時30分~3時30分
場市民相談室

広聴広報課 ☎373

行政書士相談

官公庁へ提出する書類・申請書の作成、離婚・相続・金銭貸借・外国人市民相談などについての相談

日2月17日(月)
午後1時~4時
場市民相談室

広聴広報課 ☎373

2月 各種無料相談

☎996-2111

★法律相談の予約は、電話で受け付けます。
★相談日が祝日の場合は、お休みです。

税理士相談

相続税など税金全般についての相談

日2月3日(月)
午後1時~4時
場市民相談室

広聴広報課 ☎373

不動産相談

マンションおよび不動産取引全般についての相談(宅地建物取引主任者が対応)

2月11日(火)は、祝日のためお休みです。
次回は、3月11日(火)に実施します。

広聴広報課 ☎373

DV相談

DV被害(配偶者などからの暴力)について電話・面談による相談(女性相談員が対応)

日毎週月・金曜日
午前10時~正午
午後1時~4時
※面談の場合は、要予約
☎996-3955
(DV相談支援室専用電話)

人権・男女共同参画課 ☎811

女性相談

女性が抱えるさまざまな悩みについての相談(女性相談員が対応)

日毎週水曜日
午前10時~正午
午後1時~4時
場駅前出張所内相談室
定5人(事前予約制)

人権・男女共同参画課 ☎811

人権相談

プライバシーの侵害など基本的な人権についての相談(人権擁護委員が対応)

日2月13日(木)
午後1時~4時
場市民相談室

人権・男女共同参画課 ☎811

心配ごと相談

日常生活における心配ごとや悩みごとについての相談(心配ごと相談員が対応)

日2月5日(水)・19日(水)
午後1時~4時(電話相談可)

場身体障害者福祉センターやすらぎ
社会福祉協議会 ☎998-7616

こころの健康相談

不眠・不安などによるこころの病気やひきこもり、高齢者の認知症などについての相談(専門医が対応)

日2月3日(月)
午後1時~2時30分
場保健センター
定2人(事前予約制)

保健センター ☎995-3381~3

消費生活相談

悪質商法などに関する問題や借金問題など消費生活全般についての相談(消費生活相談員が対応)

日毎週月~金曜日
午前10時~正午
午後1時~4時
場消費生活相談室

商工観光課 ☎336

内職相談

内職の求人、求職のあつせんについての相談(内職相談員が対応)

日毎週火曜日
午前10時~正午
午後1時~3時30分
場市民相談室

商工観光課 ☎336

若年者就職相談

若年者(40歳未満、学生・生徒可)の就職、転職、技能能力などについての相談(キャリアカウンセラーが対応)

日2月5日(水)・19日(水)
午前10時~正午
午後1時~4時
場勤労青少年ホームゆまにて
定5人(事前予約制)

ゆまにて ☎996-0123

教育相談

児童・生徒の言動や教育についての相談(専任教育相談員が対応)

日毎週月~金曜日
午前9時30分~正午
午後1時~4時
場教育相談所

教育相談所 ☎995-0077

家庭児童相談

子どもの家庭での養育上の心配や悩みごとについての相談(家庭児童相談員が対応)

日毎週月~金曜日
午前9時~正午
午後1時~4時
場家庭児童相談室

子育て支援課 ☎472

子育て相談

子育ての不安や悩みごとについての相談(子育てアドバイザーが対応)

日2月27日(木)
午前10時~午後1時
場だいら児童館わんぱる
定3人(事前予約制)

わんぱる ☎999-0321

子育て電話相談

子育てや保育に関して、不安や悩みごとを電話で相談(保育士が対応)

日毎週月~金曜日
午前10時~正午
午後1時~3時
中央保育所 ☎998-7711

休日・夜間納税相談

市税・国民健康保険税の納付についての相談

日2月2日(日)
午前9時~午後4時
毎週水曜日
午後5時15分~7時
場納税課

納税課 ☎330